

みなさん
私たちは土鍋の蛙です。
もう鍋は点火されました。
今あの68年昔の横浜大空襲B29が、
火が、焼け野原が、心をかすめます。
戦争だけはもうイヤ、と戦争放棄した
現9条平和憲法を改め、またゼロ軍隊
を持ちたい政府。それを昨年12月
日本は選んでいるのですから。

ジャンプ！
私たち蛙が改憲鍋から
抜け出すには今しかありません。
鍋に蓋される前に、茹であがってしまう
前に、です。「御福の集い」は毎年横浜大空襲
の日、5月29日をごふく＝御福＝**幸せへの**
スタート日として、横浜市開港記念
会館で集ってきました。

今年5年目、
大ジャンプが必要です。
浜っ子の皆さん、あなたが
蛙なら来てください。共に壊憲鍋の
火を消して生きましょう。もとより
フリー参加、無料です。お待ち
しています。

核暦69年3月吉日
—今年会場は都合で5月24日（金）です—

第5回

御福の集い

5・ご

29・ふく

つど

「黙ってられない横浜大空襲」

5月24日（金）

18:00～20:30 **入場無料**

横浜市開港記念会館

2F 7号室

地下鉄みなとみらい線「日本大通」下車
1番出口すぐ。JR「関内」下車徒歩15分

- ④語り継ぎます横浜大空襲 荒井康裕
- ④木蘭拳（中国古代貴族女性の嗜み） 郭剣聰
- ④絵本「よしこがもえた」朗読 山本与志恵
（劇団「青年座」 森本忠紀）
- ④三線・ハーフォー・マンズ
- ④講演「今空襲被害を語ること」 山本唯人
- ④そしてフロアのあなた



廃墟を行く母と子（中区長者町）（横浜市史資料室所蔵）

山本唯人さんのプロフィール

東京大空襲・戦災資料センター主任研究員、大学非常勤講師。専門は都市研究・災害史、戦争記憶の継承論（社会学）。1972年、東京生まれ。2005年から、戦災資料センターを拠点に、空襲体験の継承に関する展示・イベント、国際交流などを手がける。



郭剣聰さんの木蘭拳

主催 第5回「御福の集い」実行委員会

代表 荒井康裕 電話 075-574-1631

連絡先 高幣真公：電話 047-467-1925 メール takaheim@jca.apc.org
森本忠紀：電話 0745-22-3925 090-8536-9293 メール mb33xd86ml@kcn.jp

「御福の集い」代表（荒井康裕）

横浜大空襲当日、B29に家を焼かれ、
川中の筏に上って命を拾っている。現在、
京都市在住。横浜の老舗牛鍋店生まれ。

「第5回御福の集い」に寄せて—荒井康裕

蛙のみなさん

私たち蛙はもう土鍋に放り込まれました。そして鍋は点火されました。

昨年12月16日、衆院選挙が終わった時点で、私たちは捕えられ、鍋ぎわまで連れて来られました。それとも、自分たちで這い寄ったのかもしれませんが、今朝(1月31日)の新聞は、前日の国会で、安倍首相が日本維新の会の平沼赳夫議員の質問に応え、「憲法改正を表明」と大きく伝えています。

今、土鍋は水。私たちは黙って泳いでいられます。もとより、数か月もすれば水温は上がり、私たちはヒクヒクし始めます。

ジャンプ!

私たち蛙が鍋から抜け出すには今しかありません。

鍋に蓋される前に、鍋の縁をよじ登ってジャンプ、です。

私たちの仲間だった多くは、もう10年以上前からネズミとなって、海へ向かっています。自ら海中へ突っ込もうと行進し続けています。

私たちはネズミではありません、今は。誇りある蛙の仲間です。

いくら泳げても自分から塩辛い海底に没するのはご免です。まして、鍋の中で悶死、ネズミ取りの腹を肥やす、など。

毎月9日午後5時、京都タワービル前で反戦スタンディングを始めます。蛙のみなさん、来てください。一緒に改憲鍋の火を消しましょう。蛙看板が目印です。

A A 69.1.31 あらい

戦争に抗う、ということ

1月16日、大阪高等裁判所で、第二次世界大戦B29空襲被害・被災(以下、被害)者が、68年前日本国内で受けた戦争被害について、日本国に謝罪と賠償を求めてきた控訴審判決が出された。戦争被害者は原告だけでなく、訴えを棄却、と。

B29空襲被害は、日本軍による西暦1941年12月8日ハワイ真珠湾爆撃の結果であり、責任は100%日本政府にある、被害者は100%日本政府から謝罪され、賠償を受ける権利がある、と私は考える。だが、坂本倫城(みつき)裁判長らは、戦争被害者は多少の差はあれ国民全てであり、原告23人だけの主張をとくに認めることは困難、との基調主旨(“受忍論”というらしい)判決を書いた。原告側は既に被害救済されている旧軍人や軍属などと比べて差別だ、と主張するが、法に照らして著しく不合理、不当とまではいえないから憲法第十四条(法の下での平等)や抽象的な同十三条(個人の尊重、幸福追求権、公共の福祉)に反していない、と。

戦争には損害が伴うものであり、被害者はその不運を受け入れるほかない、という法務、法事が再びなされた。定刻に2分遅れて私は入廷できなかったが、また日本の法世界を勉強させられた。

判決でいう被害から殺害が抜けているのではないのか。原告23人は空襲で殺された親や子の、兄や妹の代わりに遺族として座っているのだ。原告ではない私もその一人だ。また、命はとりとめたものの、B29爆撃で手や足をもがれた、失明させられた、化粧もできない顔にされた人たちやその子、孫たちが原告の背後に無数におられる。その数1千万人、とある原告が言われた。

判決は、原告たちは国と雇用関係がなかったから、軍人のように国から特別危険な義務を命じられていたわけではなかったから、国はあなたたちに謝罪し、弁償する義務はない、と。あなたたちは、広島・長崎被爆・被曝者や中国“残留孤児”者たちのような特殊被害者とも違うから、と。

この間1分足らずだったという判決言い渡しとその結果、様子は紙メディアに限られるが、次のように報じられてある。京都新聞25ページ7段目ベタ「被災者」、

朝日新聞31ページ左最上2段見出し「同」、毎日新聞26ページ8段目3段見出し「被害者」(いずれも17日付朝刊社会面。写真なし)。

今日1月17日は阪神・淡路大震災18周年であり、東日本大震災・原子炉爆発からまだ2年足らず。アルジェリアで日本人3人以上人質にされて2日目、芥川・直木賞発表の翌日だ。それかあらぬか、戦争で亡くなられた方、遺族の方は不運を諦めてください、諦めてもらうしかありません、諦めてもらいましょう、諦めるんですね、諦める、しょうがない、と法人たちは仕事している。

戦争には損害が伴う。だから、その損害は戦争の責任者によって弁償されなければならない

日本の法人たちにこれが通じない。これを認めれば、その国、日本は戦争できないから。当然、自分たちを任官する上司、日本国と争わなければならないから。

空襲被害訴訟は、優れて戦争反対・反戦の闘いである。どうしてこの当たり前なことを、今強調しなければならないのか。当たり前が、当たり前ではなくされているからだ。私など6歳のときB29で父親を殺されながら、戦争だから(仕方ない)、とこの大阪空襲被害提訴時まで思い込まされ、思い込んでいた。“受忍論”などという言葉を書くこともなく、だ。

自衛隊に至っては、私たちは「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」憲法第九条②項を60年以上犯している。左翼人も憲法を守る、と自分たちを騙しているからだ。

核暦69年1月16日午後3時すぎ、大阪中之島で23人の原告団が勝訴していたら、日本国・日本人は戦争できなくなっていた、外国への侵略戦争は別として。阪本氏ら裁判官は、少なくとも、結果的に、安倍首相の肩を持ち上げた。

昨年9月を以って幕を引いたJR京都駅頭反戦スタンディング(市内伏見区醍醐では健在だが)の再起、と向き合っている。

A A 69.1.17 あらい